

予算常任委員会教育民生分科会
教育民生常任委員会

(平成29年 3 月 31 日)

○ 山口智也委員長

これより、教育民生常任委員会を開会いたします。

当委員会におきましては、本日はインターネット中継を行っておりますので、ご協力をお願いいたします。

本日、上程の議案につきましては、平成28年度補正予算議案が1議案、平成29年度補正予算議案が2議案、さらに、条例改正議案が1議案の合計4議案であり、いずれも健康福祉部所管のものであります。

審査については、予算議案、一般議案の順に行います。予算議案については、平成28年度補正予算、平成29年度補正予算の順に審査を行い、その後、一般議案についての審査を行うのでご了承願います。

議案第121号 平成28年度四日市市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○ 山口智也委員長

それでは、まず、予算常任委員会教育民生分科会として、議案第121号平成28年度四日市市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

まず、部長よりご挨拶、お願いいたします。

○ 永田健康福祉部長

どうも、年度末のお忙しいところ、お時間をいただきましてありがとうございます。

先ほど委員長からお話ございましたように、4議案でございますが、案件といたしましては後期高齢者医療特別会計のことと、それから、国民健康保険特別会計のことでございます。よろしくご審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○ 山口智也委員長

ありがとうございます。

それでは、資料の説明をお願いいたします。

○ 山口健康福祉部参事兼保険年金課長

保険年金課長、山口です。よろしくお願いします。

資料は、タブレットの03教育民生常任委員会の03平成29年3月緊急議会の01健康福祉部教育民生常任委員会関係資料をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

○ 山口智也委員長

お待ちください。

じゃ、よろしいでしょうか。

それでは、お願いします。

○ 山口健康福祉部参事兼保険年金課長

なお、この資料につきましては、補正予算参考資料から抜粋しまして再掲したものでございます。

それでは、議案第121号平成28年度四日市市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）から順にご説明させていただきます。

ページは14分の6ページをお願いいたします。

こちら、後期高齢者医療制度では、三重県下全市町が加入する後期高齢者医療広域連合が主体となって運営しております。各市町は徴収しました保険料を納付金として広域連合へ納付する仕組みとなっております。

後期高齢者医療の被保険者につきましては、平成26年度までは毎年2.7%程度の伸びでしたが、平成27年度は3.1%の伸び、平成28年度は3.5%の伸びと、増加の一途をたどっております。昨年の夏以降は、毎月100人を超える伸びを示しておるところでございます。

また、昨年7月には2年に1度の保険料率の引き上げが行われたこともありまして、昨年末より保険料の収納額が大幅に増加しておるところでございます。

この傾向につきましては三重県下全域にあらわれておりまして、各市町でも当初予算に不足が生じ、この3月緊急議会にて増額補正をお願いしているところでございます。

このような経緯から、後期高齢者医療特別会計の歳入のうち、後期高齢者医療保険料の増額、歳出につきましては、三重県後期高齢者医療広域連合に納付する納付金をそれぞれ1億780万円増額しようとするものです。

続きまして……。

(発言する者あり)

○ 山口智也委員長

では、一旦ちょっとここで切らせていただきます。

それでは、説明はお聞き及びのとおりです。

それでは、これより質疑に入ります。

ご質疑のある委員の方は挙手にてご発言願います。

(なし)

○ 山口智也委員長

それでは、特にございませので、続いて討論に移ります。

討論のある方は挙手にてご発言願います。

(なし)

○ 山口智也委員長

ございませので、それでは、ただいまより採決を行います。

議案第121号平成28年度四日市市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 山口智也委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

全体会送りはございますか。

(なし)

○ 山口智也委員長

それでは、なしとさせていただきます。

[以上の経過により、議案第121号 平成28年度四日市市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、採決の結果、別段意義なく可決すべきものと決する。]

○ 山口智也委員長

それでは、続きまして、議案第122号平成29年度四日市市一般会計補正予算（第1号）及び議案第123号平成29年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを一括議題といたします。

議案第122号 平成29年度四日市市一般会計補正予算（第1号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第3款 民生費

第5項 国民健康保険費

議案第123号 平成29年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○ 山口智也委員長

まず、資料の説明を受けた後、一括して質疑を受けたいと思います。その後、議案に分けて討論、採決を行いますのでご了承願います。

それでは、資料の説明を求めます。

○ 山口健康福祉部参事兼保険年金課長

保険年金課、山口です。よろしく申し上げます。

資料につきましては、14分の8ページをお願いいたします。

○ 山口智也委員長

それでは、お願いします。

○ 山口健康福祉部参事兼保険年金課長

今回の補正予算につきましては、この後ご審議いただきます国民健康保険法施行令の一部改正に伴う国民健康保険条例の一部改正に伴いまして、保険料の軽減対象世帯に係る所得判定基準の拡大により関係する費用を補正するものでございます。

今回の補正につきましては、5割軽減、2割軽減について基準を拡大しようとするもので、被保険者数を乗ずる金額を、5割軽減の場合ですと26万5000円から27万円に、2割軽減の場合ですと48万円から49万円としまして、保険料軽減枠を拡大し、被保険者の負担軽減を図ろうとするものです。

一般会計及び国民健康保険特別会計とも連動しておりますので、一括して説明させていただきます。

まず、軽減判定所得基準額の引き上げによります保険料の収入が610万3000円減少となります。この不足する保険料分につきましては、次のページの14分の9 ページの5、補正予算の内容に記載のとおり、国庫支出金、県支出金から保険基盤の安定のため、定められた配分割合で賄われることとなります。

一般会計につきましては、歳入歳出とも1239万4000円の増額補正、特別会計につきましては連動した内訳変更となっております。

説明は以上でございます。

○ 山口智也委員長

それでは、説明はお聞き及びのとおりです。

これより質疑に入ります。

質疑のある委員の方は挙手にてご発言願います。

(なし)

○ 山口智也委員長

それでは、ご質疑ございませんので、この程度とさせていただきます。

討論のある方はおられますか。

(なし)

○ 山口智也委員長

失礼しました。議案を分けて進めます。

まず、議案第122号平成29年度四日市市一般会計補正予算（第1号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第3款民生費、第5項国民健康保険費について、討論のある方は挙手にてご発言願います。

（なし）

○ 山口智也委員長

それでは、分科会としての採決を行います。

議案第122号平成29年度四日市市一般会計補正予算（第1号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第3款民生費、第5項国民健康保険費につきましては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（異議なし）

○ 山口智也委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

全体会送りはありますか。

（なし）

○ 山口智也委員長

なしとさせていただきます。

〔以上の経過により、議案第122号 平成29年度四日市市一般会計補正予算（第1号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第3款民生費、第5項国民健康保険費について、採決の結果、別段意義なく可決すべきものと決する。〕

○ 山口智也委員長

それでは、次に、議案第123号平成29年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についての討論、採決に移ります。

討論のある方はおられますか。

（なし）

○ 山口智也委員長

それでは、なしと認め、これより採決に移ります。

議案第123号平成29年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（異議なし）

○ 山口智也委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

全体会送りはございますか。

（なし）

○ 山口智也委員長

なしとさせていただきます。

〔以上の経過により、議案第123号 平成29年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、採決の結果、別段意義なく可決すべきものと決する。〕

○ 山口智也委員長

それでは、続きまして、ここからは教育民生常任委員会として、議案第125号四日市市国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

○ 山口智也委員長

資料の説明をお願いいたします。

○ 山口健康福祉部参事兼保険年金課長

保険年金課長、山口です。よろしくお願いいたします。

タブレットのほうは14分の13ページをお願いいたします。

こちらにも提出議案参考資料を再掲させていただいたものでございます。

保険料につきましては、所得に応じてご負担いただく所得割と受益に応じて負担いただく被保険者均等割、それから、世帯別平等割から計算されます。

このうち、所得が一定金額以下の場合に被保険者均等割と世帯別平等割を減額するものを軽減といいまして、7割、5割、2割がございます。

今回の改正につきましては、5割軽減、2割軽減について基準を拡大しようとするもので、被保険者数を乗ずる金額を5割軽減の場合ですと26万5000円から27万円に、2割軽減の場合ですと48万円から49万円として保険料の軽減枠を拡大し、被保険者の負担軽減を図ろうとするものでございます。

施行期日は平成29年4月1日となっております。

なお、次のページ、14分の14ページに参考としまして介護保険料付加がない3人世帯の年間保険料への影響、保険料額と所得のイメージグラフを掲載しております。

なお、この改正によりまして、本市の軽減世帯、現在約2万世帯おりますが、新たに軽減対象となる世帯が200世帯ほど、2割から5割への軽減拡大となる世帯が100世帯ほどとなっております。

説明は以上です。

○ 山口智也委員長

ありがとうございます。

それでは、ご質疑がございましたら受けたいと思います。

ご質疑のある方は挙手にてご発言願います。

(なし)

○ 山口智也委員長

それでは、ございませんので、討論に移ります。

討論のある方はおられますか。

(なし)

○ 山口智也委員長

それでは、ございませんので、採決に移ります。

議案第125号四日市市国民健康保険条例の一部改正については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 山口智也委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第125号 四日市市国民健康保険条例の一部改正について、採決の結果、別段意義なく可決すべきものと決する。]

○ 山口智也委員長

それでは、審査は以上でございます。

ありがとうございました。

16 : 24 閉議